

新旧対照表（「荘銀外為ダイレクト」利用規定）

改定前	改定後
<p>1 1. 代り金引落口座 (略) (3) 当行は、代り金引落口座として登録できる口座数及び科目を<u>契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。</u></p> <p>1 3. 外国送金サービス (略) <u>(9) 人民元建ての送金を行う場合に関しては事前に別途当行所定の念書を差入れるものとします。</u></p> <p>2 2. 免責事項 <u>(1) 次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延不能等があったとしてもこれにより生じた損害について当行は責任を負いません。</u> <u>1. 災害、事変又は裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。</u> <u>2. 当行又は金融機関の共同システム運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、パソコン通信回線、またはコンピュータ等に障害が生じたとき。</u> <u>3. 当行以外の者の責に帰すべき理由があったとき。</u> <u>(2) 契約者は本サービスの利用に際し、公衆回線、インターネット</u></p>	<p>※民法改正に合わせ規定を全面的に見直しております。そのため、改定後では条項等の順番が大きく変わっております。</p> <p>第1条 荘銀外為ダイレクト 7. 代り金引落口座 (略) (3) 当行は、代り金引落口座として登録できる口座数及び科目を変更する場合があります。</p> <p>第21条 外国送金サービスについて (略) (削除) 以下、番号繰上げ。</p> <p>第8条 免責事項 <u>1. 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびにインターネット等の不通により、本サービスが遅延したり不能となった場合、あるいは当行が送信した口座情報に誤謬・脱漏等が生じた場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。</u> <u>2. 公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路ならびにインターネット網において盗聴等がなされたことにより契約者のログイン ID、パスワード、トランザクション認証番号またはサービス利用口座の残高ならびに取引明細等の取引情報が漏洩したあるいは改ざんされた場</u></p>

改定前	改定後
<p>等の通信経路の特性及び本サービスで当行が講じる安全策等について了解しているものとみなします。</p> <p>(3) 当行または金融機関の共同システム運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信経路で盗聴等がなされたことにより、パスワードや取引情報が漏えいし生じた損害については当行は責任を負いません。</p> <p>(4) パソコン等の本サービスに使用する機器（以下「取引機器」といいます）及び通信媒体が正常に稼働する環境については、契約者の責任において確保してください。当行は、本契約により取引機器が正常に活動することについて保証するものではありません。万一、取引機器、通信媒体及びプロバイダの設備が正常に稼働しないため成立・不成立となった取引により生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>(5) 当行が申込書等に使用された印影と届出の印影とを相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いを行なった場合には、これらの書類についての偽造・変造・盗用または不正使用により生じた損害については当行は責任を負いません。</p> <p>(6) 当行がこの規定のとおりに取り扱ったにもかかわらず、契約者がこの規定のとおり取り扱わなかったために生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>(7) 当行は契約者が本サービスへ入力した内容を確認する責任を負いません。契約者の誤入力によって生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>(8) 当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことについて契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を</p>	<p>合、そのために生じた損害について当行は、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。</p> <p>3. システムの更改時または障害時には、本サービスを停止する場合がありますが、当行が相当の注意をもってシステムの更改、復旧または維持管理を行い若しくは行わせたときは、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>4. 災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>5. 契約者は本サービスに使用する契約者自身の機器および通信媒体が正常に稼働する環境については、自ら責任を負うものとします。契約者自身の通信機器が正常に稼働しなかったことにより取引が成立せず、または成立した場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>6. 当行の責に帰すべき事由によらずにコンピュータウイルスによる損害が生じたとき、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>7. 申込書をはじめとする各種書面の印影と届出印の印影を当行が相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて取扱った場合で、その各種書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があったときにはそれによって生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>8. 本サービスの利用に関して、その他当行の責によらない事由により契約者に生じた損害について当行は責任を負いません。</p>

改定前	改定後
<p><u>負いません。なお、当行が責任を負うべき範囲は、当行の責に帰すべき事由により発生した通常の損害に限られるものとします。当行はいかなる場合であっても、通常の損害以外の特別損害、その他契約者に生じる一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。</u></p> <p>25. サービスの休止</p> <p><u>(1) 当行はシステムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、サービスの休止時期及び内容について本規定による通知手段によりお知らせし、本サービスを一時停止または中止することができるものとします。</u></p> <p><u>(2) サービスの休止(1)の規定にかかわらず、緊急かつ、やむを得ない場合に限り、当行は契約者へ事前に通知することなく、本サービスを一時停止または中止できるものとします。この場合は、この休止の時期及び内容について本規定による通知手段により後程お知らせします。</u></p> <p><u>(3) 契約者は、サービスの休止により発生した損害を当行が一切負わないことに同意するものとします。</u></p> <p>26. サービスの廃止</p> <p><u>(1) 当行は、廃止内容を本規定による通知手段によりお知らせし、本サービスで実施しているサービスの全部または一部を廃止することができるものとします。なお、サービスの全部または一部廃止時には本規定を変更する場合があります。</u></p> <p><u>(2) 契約者は、サービスの廃止により発生した損害を当行が一切負わないことに同意するものとします。</u></p>	<p>第12条 サービスの休止</p> <p><u>当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本規定にもとづくサービスを休止することができます。この中断の時期および内容については、当行のホームページその他の方法により知らせるものとします。</u></p> <p><u>サービスの休止の規定にかかわらず、緊急かつ、やむを得ない場合に限り、当行は契約者へ事前に通知することなく、本サービスを一時停止または中止できるものとします。この場合は、この休止の時期及び内容について本規定による通知手段により後程お知らせします。</u></p> <p>第11条 サービスの廃止</p> <p><u>当行は、1ヶ月前の事前の通知をもって本サービスで実施しているサービスの全部または一部について廃止することがあります。ただし、緊急やむを得ない場合、当行はこの期間を短縮できるものとします。また、サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。</u></p>

改定前	改定後
<p>27. サービス内容の追加</p> <p><u>(1) 当行は、本規定による1. 記載の各種サービス以外の新サービスを追加できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 契約者は、当行が追加した新サービスの利用を希望する場合に、新サービスについて当行所定の利用申込手続きを行なうものとします。</u></p> <p>28. 規定の変更</p> <p><u>当行は、本規定の内容を任意に変更できるものとします。変更の内容や変更日については、当行ホームページに掲載するなど、当行所定の方法でお客様に通知します。変更日以降は、変更後の内容に従い取扱うこととします。なお、当行の任意の変更により損害が生じた場合であっても当行は一切責任を負いません。</u></p> <p>32. 譲渡・質入れ等の禁止</p> <p><u>当行の承諾なしに本サービスに基づく契約者の権利の譲渡、質入れ、貸与はできません。</u></p>	<p>第10条 サービスの追加</p> <p><u>本サービスに今後追加されるサービスについて契約者は新たに申込なしに利用できるものとします。</u></p> <p><u>ただし、当行が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。また、サービス追加時には、本規定を追加・変更する場合があります。</u></p> <p>第19条 規定の変更</p> <p><u>(1) 当行は、法令、経済情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が必要である場合には、本規定の内容を変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前記(1)の変更は、変更後の本規定の内容ならびに変更後の本規定の効力発生時期を、ホームページその他適切な方法により周知し、その際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p>第17条 譲渡・質入れ等の禁止</p> <p><u>契約者は、本規定にもとづく契約者の権利および預金等を譲渡、質入れ、第三者への貸与等を行うことができません。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>